



第5号様式（第11条関係）

見解書

令和2年5月14日

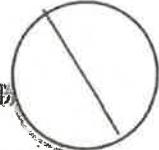
京都府知事 西脇 隆俊 様

林地開発行為予定者

住所 京都市伏見区醍醐一ノ切町28番地

氏名 株式会社 陀羅谷

代表取締役 中井 久勝



京都府林地開発行為の手続に関する条例第8条第1項の規定による見解は、下記のとおりです。

記

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
別紙参照	別紙参照

備考 京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であって、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るもの）を含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本見解書を複写の上、原文のまま公表します。

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>「意見書」①</p> <p>本件林地開発行為にして、生活環境保全の見地から以下の通り意見を述べる。</p> <p>第1 土砂災害の危険性の増大</p> <p>本件事業は約 5 万m<sup>2</sup>もの広大な土地に約 87.4 万m<sup>3</sup>もの埋め立てを行う計画である。予定地の現況は山林であり、京都府による土砂災害警戒区域であることから、このような大規模開発による山林の保水機能の低下、地すべり土砂災害の危険性がさらに増加することが懸念される。</p>	<p>左記では、開発面積が約 5 万m<sup>2</sup>で埋設予定が約 87.4 万m<sup>3</sup>であることをもって、土砂災害の危険性が増加すると懸念されています。しかしながら、開発に当たっては、関連法令で定められた許可基準（土砂災害警戒区域の対応含む）に基づく事業計画とします。関連法令の基準は科学的事実に基づく運用に基づく知見も盛り込まれた信頼度の高いものです。</p> <p>また、最終処分地の下流部には、関連法令で定められた厳格な許可基準に基づく十分な強度を持つ重力式コンクリート擁壁(貯留構造物)や調整池を設置する計画としています。事実として、平成 25 年 9 月 16 日に陀羅谷地区で土砂災害が発生しましたが、土砂災害が発生したのは、左記主張で保水力が高いとされている未開発の山林等の方であり、紹清商株式会社の処分場跡地ではなく土砂災害は発生しておりません。</p> <p>このように、関連法令で定められた許可基準に基づく事業計画とするとともに施工管理を十分に行います。</p>

また、本件周辺林地が保安林に指定されている理由は、過去において台風等の影響により千丈川が氾濫し、大規模な土砂災害が起きたという歴史に鑑み、森林を保全し保水機能を維持することにある。最近の気候変動によつて、年々生命を脅かすような大量の雨が短時間に降り続く状況は増え、平成25年には集中豪雨によつて千丈川下流の護岸が崩壊し、下流域が洪水の危険にさらされる事態も起つた。

仮に、開発ならびに事業完了後には植林等で原状回復に努めるとしても、長い年月を要する行為であり、本件事業実施中及び事業完了後の原状回復の間に大規模な災害が発生する可能性は当然ながら無いとは言えないと、

前段で説明したように、山林を一時的に伐採し、最終処分地としての営業を行つても、土砂災害や泥水流出の危険性が増大しないよう認め立て完了部分から随時植栽を実施し原状回復を図るとともに、流木部に調整池（沈砂池兼用）設置など関連法令で定められた許可基準に基づく事業計画とします。

そして、意見書は平成25年9月16日の土砂災害を処分場の危険性の例に上げておりますが、前述のように事実は逆で、科学的にも実例としても、最終処分地において豪雨による土砂災害の危険性は増加しないと考えられます。

このような事実を無視して、処分場の存在自体を土砂災害の危険性増大の論拠にする左記主張は、根拠のないものと言わざるを得ません。

尚、平成25年9月16日の災害の話題が出てきましたので言及しますが、災害時に直ちに重機と作業員を手配して土砂崩れ発生地に駆けつけ、千丈川に泥水が流出するのを防いだのは当社であり、当社こそ、最も千丈川の防災や環境保持に真剣な実行者であると自負しております。

本段落の左記主張についても、平成27年8月31日当社見解書で既に、妥当性がないことを明白にしておりますが、それにも拘らず、同旨の主張を繰り返していることにすぎません。

このような状況下で、千丈川源流域で大規模開発行為がなされれば、短時間に多くの雨が降るなどすれば河川水量が従前よりも増し、その影響が下流である□住民に及ぶことが懸念されるため、このような危険な開発を許すことはできない。

論理的に考えて一定面積に降る水量は、そこが山林であっても処分場であっても同じで、山林だから少なくなり処分場だから多くなることはありません。そして、処分場には貯留構造物及び洪水調整池（調節池容量 10,000 m<sup>3</sup>）を設置し、急激な下流への水流増大を緩和します。実例もあります。平成 25 年 9 月 16 日は、実際に短時間に大量の雨が降ったことに起因して土砂災害が起きました。土砂災害が起きたのは処分場の無い山林等でした。

保水力低下について説明します。農業用水取水口地点（取水地点：一級河川 千丈川 □より上流約 150m）の流域面積は約 230 ヘクタール今回開発地で切り盛りする面積は約 4.7 ヘクタールであり、改変比率（4.7ha/230ha）は約 2.0% となります。現状の土地利用は宅地、道路、農地、山林であり、全てが保水力を持つ山林、農地では無い上に、埋め立て後は随時植栽を行い、現状回復を行います。これらから、保水力の低下はあつたとしても 1.4% 程度に僅少と考えられます。

更に前述のように、貯留構造物及び洪水調整池の効果により、開発による影響が出ないように計画しています。この実情に照らせば、「下流である□住民に及ぶことが懸念されるため、このような危険な開発を許すことはできない」等の指摘は不適切と言わねばなりません。前述したように開運法令で定められた許可基準に基づく当社の事業計画は、御指摘のような「危険な開発」には該当ないと考えております。

## 第2 水質悪化の危険性

□内の千支川は螢の生息地として有名であり、また、川の水を利用した農業も盛んで地下水も利用されている。本件開発予定地は、千支川の水源の一つあり、最終処分場として利用されることによる水質悪化が懸念される。

水源は地下に浸透したうえで各地から川に流れ込むものだけではなく、道路上から直接川に流れ込むものもあり、全てが調整池兼沈砂池で処理できるものではない。また、地下水への影響はすぐに表れるものだけでなく、土議への汚染物質の蓄積や住民の健康被害等の懸念もある。

開発行為や産業廃棄物搬入は、瞬時に完結するものではない。事業途中的段階で、前述のような天候変動や異常気象による想定外の事態が生じる可能性はないとは言えない。そういう事態が起こったのちに生じる生態系への影響や水質悪化は簡単に回復するものではない。ひとたび水質が悪化すれば、螢の生息はおろか農業その他の可能性を危惧する必要ないと考えております。

□住民の将来の生活すべてに影響することとなることから、このような位置で開発行為をすることは許されない。

螢に言及されているので先ず申しますが、紺清商事の事例でも、白なように、最終処分場の存在は水質悪化にはつながらず、勿論、螢にも顕著な悪影響はありません。繊細な螢にも影響が出ない程度に水質が保たれたのは、紺清商事の事例が嬉しいに恵まれたからではなく、科学的で多数の事例を踏まえた国の中準には、放流水質悪化の防止が考慮されており、その基準に基づいて自治体が適切に指導・監督する適法な処分場の場合、放流水質悪化が防止されるからです。

更に、本計画では、放流水質に特段の配慮を求める京都市当局の指導により、安定型産業廃棄物最終処分場の設置基準ではなく、紺清商事の最終処分地にも無かつた、十分な容量の貯留施設や遮水シート等を計画し、放流水質の維持に万全を期しております。

放流水質を維持するよう定められた国の基準に準拠し、更に、上乗せした対策まで計画しているのですから御指摘のような水質悪化の可能性を危惧する必要ないと考えております。

また、埋立地底流部の降水は、埋立地外周部にバイパス水路を設置し、調整池に流入させる計画です。埋立地の降水は、全て貯留構造物のところに集めます。

また、地下水への浸透に言及されますが、本来は安定型処分場の設置基準にはない遮水シートを設置することで、地下水への浸透を防ぐことにしています。このように、地下水への浸透に言及する左記主張は、遮水シートの設置計画を無視した一般論に過ぎず、処分場の水流

は全て貯留構造物に一旦阻まれ、調整池に入るることは明白です。

一定面積当たりに降水する水量は、雨量(高さ)×面積で計算できます。調整池より下流部分の処分場関連道路の面積は僅少であり、その部分に降水する水量も僅少で、水害を問題にする量にはなり得ません。

逆に、調整池より下流の道路部分よりもはるかに広い面積の、上流に広がる処分場への降水は、下流の道路上への降水よりもはるかに多量であります。また、舗装道路への降水は、舗装道路だけに水質汚濁物質の発生のようがありません。

以上のように、調整池よりも上流部の処分場での降水が調整池のところに流れ込むことは無視して、調整池より下流域の道路部分へのわずかな量の降水をのみ問題視し、更に汚染物質の浸出を問題視する左記主張は、不適切と言わざるを得ません。

左記主張は処分場による地下水汚染を前提とするものですが、そもそも、安定型処分場においては、汚染物質が浸出する物を処分することはできません。事実としても紹介事例の事例でも、汚染物質浸出の事態は起きておりません。

更に、当社計画では当局の指導を受け、遮水シートを設置して地下水への浸透を防止し、処分場関連の水を貯留構造施設に集め、水質検査をする計画で、万一、水質汚染が発生した場合にも場外に出さないよう備えております。

	<p>従つて、地下水汚染に関する左記主張は、当社が遮水シートを敷かず、貯留構造物を作らず、水質検査をせず、違反産業物を埋設し、当局の指導に従わないことを前提とした主張と言う他はなく、当社の計画には当てはまりません。</p> <p>廃棄物処分は許可業であり、当社としては、操業停止に至るような行為の防止こそ最も留意することであり、許可条件逸脱は厳に慎むべき事項となります。ご指摘のことは当社の計画のみならず、当局の指導監督能力も否定するものであり、不適切と感じます。</p> <p>繰り返しになりますが、当社の計画は関連法令で定められた許可基準に従つておりますが、基準を超えた貯留施設や遮水シート設置等の対応により、地域の皆様に不安を与えることのないよう留意したとのとなっております。</p>	<p>本計画に関して、当社は関連法令を遵守することはもちろんのこと、当社として出来る限りの環境配慮を盛り込みました。単に、制度に従つているという消極的態度ではなく、遮水シートや貯留施設設置など、国の制度には無い環境対策も盛り込まれ等、積極的に取り組みました。そうして出来たのが公表した計画であり、山林を伐採して谷部を最終処分場として造成するだけの場合に懸念される事項に対する対策は、取れています。</p> <p>左記では当社は「形式的な回答に終始している」と主張しています</p>
第3 最後に	上記のとおり、本件林地開発行為を行うことについては反対です	6

り、開発許可をすべきものではない。

令和元年 7 月 3 日に提出された林地開発行為事業計画を受けて、  
令和元年 9 月 9 日に提出した当方の意見書に対して令和元年に提出  
された林地開発予定者の見解書では、従前からの規則は守っている  
のだから心配はないといった形式的な回答に終始している。

さらには、何度も非科学的・非論理的という言葉を用い、また恐怖  
を煽る、冒涜・差別といった表現を用いて一般住民の心理的不安を  
真っ向から否定するなど、住民の不安を軽減させようという誠意あ  
る回答は見られず、事業完了後に、万一不測の事態が起こったとし  
ても、誠意をもつて丁寧に対応して頂けるという安心感を抱かせる  
ような事業者としての誠意は感じられない。

そもそも、陀羅谷地区住民の家屋や千丈川源流からわずか數十 m  
しか離れておらず、滋賀県側からは私有地を通行しないと進入でき  
ず、京都府宇治市側からは狭隘な部分やカーブが連続する箇所が何  
か所もあるような道路であり、笠取地区住民の皆さんのが貴重な生活  
道路を搬入ルートにせざるを得ないような場所が産業廃棄物最終処  
分場用地として本当に適しているのか甚だ疑問である。

□は、緑豊かな森林と流れの清らかな千丈川という恵まれた自  
然に囲まれた地域である。全国各地の現状を見渡す中で、一度この  
ような事業を黙認すれば次々と計画が持ち上がり豊かな自然は一瞬

が、全く事實に反します。意見書の主張に対しては、主張それぞれに  
対して具体的な根拠を挙げて説明しています。  
そして、より具体的な理解をいたぐために説明会を開催いたしました。

予定地が左記のとおりでは事実ですが、産業廃棄物最終処  
理場用地としての不適切と決めめどりである理由にはなりません。また、そ  
のようないくつかの疑問に答える場として、説明会を開催致しております。そ  
で具体的にご納得いただけよう話をさせてもらつてしまひました。

安定型産業廃棄物最終処分場は、確かに地形には改変を加えます  
が、国の基準により認められた、変質が考え難く、有害物質の浸出も  
考え難い物として限定された産業廃棄物を埋設するに過ぎません。建

にして消え失せることを知った。

失われた自然是二度と元に戻すことができるはず、これを守ることが次の世代に対する責任であると自覚するに至つたのである。また、その影響は町内にとどまらず、学区あるいは琵琶湖の水を享受する近畿地方の皆さんにも及ぶものである。

□住民は、恵まれた自然と共生する道を選択する。したがって、本開発計画に賛成することは、□の環境の破壊に自ら手を貸すこととなり、絶対に認められない。

以上

設から運用を経て終了に至るまで、関連法令の基準や許可条件からの逸脱の無いよう許可当局の指導・監督を受けます。最終的には覆土上に植林して、森林に戻す當みです。個別案件ごとに審査当局により厳格に審査されるので、次々に建設されるようなこともあります。即ち、左記主張にあるような、環境に壊滅的な悪影響を連鎖的に与えるものは全く異なります。

意見書には「これを守ることが次の世代に対する責任であると自覚するに至ったのである。」とあります。当社もそのとおり考えていました。当社は真剣にそう考えるからこそ、平成25年9月16日の千丈川で起きた土砂災害発生時に泥水の流出防止に取り組んだ経緯があります。

附言しますと、平成27年8月31日当社見解書で、既に当社は、具体的に当社の計画の安全性、妥当性について説明しています。更に、令和元年9月25日当社見解書でも重ねて説明しております。

また、当社は令和元年9月25日当社見解書にて次のように記述しています。  
『科学的で論理的な論拠を展開し合つて、科学的で論理的な見解を共有できれば幸いと考えています。当社としては、関連法令で定められた許可基準に基づく、理性的な説明行いたいと考えおり、これに対して、胸襟を開いた予断と偏見の無い質疑応答を行い、当社の考え方及び事実に関しては素直に受け止めたい、そう考えております。これをお最後にお願い申し上げる次第でございます。』この考えは現在も変わっておりません。

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>「意見書②」</p> <p>本件林地開発行為にして、私達地域住民の将来にわたる生活環境を守る立場から、地域住民の総意のもと以下のとおり意見を述べる。</p>	<p>まず申し上げたいのは、この道路沿いの方々にとっては、突然、降つて湧いた話であり、ご不快があろうことは十分お察ししているということです。</p> <p>そこで、意見書の諸事項に答える前に、本事業計画書に示す陀羅谷地区から □ 方面に接する道路を使う計画になつた経緯を申します。もともと、本事業では国土地理院の地図でも府道及び県道と表示されていた滋賀県側に接する道を使用する計画でした。しかし、平成30年1月23日の判決で、県道醍醐・大津線と府道醍醐・大津線を結ぶおよそ246mの部分が私道であること、その原因は滋賀県の懈怠にあることが示されました。ただ、懈怠と指摘されつつも、京都府も滋賀県も元々人しか通れず、今は獸すら通れない荒れ果てた旧道を府道及び県道として国土地理院に表示替えを依頼するのみで、道路整備への動きは両府県ども皆無でした。</p> <p>陀羅谷地区住民が安心できる生活道路の確保、地域産業による雇用の確保の必要性の見地からも80年余り長期にわたり「私道」として放置していたことや、滋賀県が管理する認定道路（幅員1.2m）を正規な道路として整備を滋賀県に働きかけなかた京都府にも環延があります。</p> <p>そこで、当社は車両通行可能な公道を持たない陀羅谷地区は放置されてしまうのか、即ち、本事業のみならず安定的な産業は何もできない状態のまま放置されてしまうのか、検討を重ねてきました。</p>

<p>当初、大津市からのルート（国道 422 号線を経由し県道 106 号千町・石山寺辺線を通り、県道醍醐・大津線に至るルート）で最大積載重量 10 トン車での搬入を京都市と協議済でありましたが、大津市側搬入ルートの一部（約 246m）が私道であり通行の同意が得られませんでした。そこで、□ルート（府道 大津南郷宇治線を経由し市道滝ヶ谷線、市道 赤坂中島線を通り府道醍醐・大津線に至るルート）を何回も調査を行うとともに近年の魔プラスチックの輸出規制に伴い、処分費が高騰し、2 トントラックでの搬入でも事業が行える様になつたことや、輸出規制による不法投棄の増加を防ぐために事業計画を修正し再申請しました。</p> <p>これらの経緯を踏まえて意見書の個別条項に対して見解を述べることに致します。</p>	<p>安定型産業廃棄物最終処分場は、確かに地形には改変を加えますが、国の基準により認められた安定 5 品目（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）だけを埋設し、有害物質の埋め立ては行いません。建設から運用を経て終了に至るまで、関連法令の基準や許可条件からの逸脱の無いよう許可当局の指導・監督を受けます。最終的には覆土上に植林して、森林に戻す計画です。</p> <p>この計画において、陀羅谷地域への工事車両並びに産業廃棄物最終処分場開設後の産業廃棄物の運搬搬入経路として示されている府道赤坂中島線は所々に待避スペースが確保されていますが、市道赤坂中島線は所々に待避スペースが確保されていま</p>
--	---

道醍醐大津線、並びに市道赤坂中島線は道路幅員が狭隘であり、普段の通行においても、他者の車と出会ったとき離合するのに大変困っている現状である。

このような現状のもと、計画で示されているような 6 分に 1 台の割合で大型車両通行することとなれば、我々の生活道路としての通行に多大な危険が発生することとなる。

また、通行経路として示されている道路は高低差があるため、通行車両の増加による排気ガスや騒音等で、環境に対する大きな負荷が生じることとなる。

## 2 教育環境等に対する危険性の増大

市道滝ヶ谷森線の道路沿線には、地元の  小学校や高齢者介護施設、民間保育園、民間幼稚園の野外活動施設がある。しかし、児童の校外学習や各福祉関係施設の入所者が散歩や野外活動としてこの市道を利用されることが多く、現在歩道もないためこれまで以上の危険が想定される。

また、 の  に  「」があり、年間を通じて市内外から子どもたちが野外活動のために来所している。以前に比べ道路事情は改善されてはいるが、まだ見通しの悪い個所もあり、大型バス等の通行も増えてきているため交通事故などの発生が懸念される。

す。

府道部分については、通行時間は約 7 分程度で、それ違いが行えるようなスペースが 10 ケ所程度存在していますので、通行車両の離合ができるようになります。今後、道路管理者等と協議を行う予定にしております。また、搬入車両の運転者に対して、低速、静穏走行、アイドリングの禁止及び急発進、急停車の禁止の周知徹底を図ります。

また、運行計画については、地域のご意見を取り入れる必要があると考えていますので、ご意見を頂戴して反映させたいと考えています。

交通安全や環境に関する当社の見解は前述しています。

市道滝ヶ谷森線は対面通行が出来る二車線道路として整備されています。搬入車両沿線には高齢者施設がありますが、 小学校や保育園、幼稚園は搬入車両ルートより北側に位置し直接影響が少ないと考えますが施設等からの散歩や野外活動の日時が分かれれば安全対策員等の配置などについて協議をさせていただきます。

3 最後に 以上のとおり、本件林地開発行為を行うことについては断固反対 であり、絶対認められないよう切に願うものであります。 以上	以上のとおり、安全対策も含めて地区の意見を取り入れて反映させたいと考えています。 以上
--	--